

第7回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成18年11月13日（火）午後3時～午後5時

2 開催場所

若楠会館（佐賀市城内一丁目3番13号）

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

地裁委員会委員

出席者 出田孝一（佐賀地方裁判所長）
井上亜紀（佐賀大学経済学部助教授）
岡田健（佐賀地方裁判所唐津支部長）
西田富子（佐賀県翼の会会員）
西村淳子（佐賀県商工連合会会員）
馬場三恵子（佐賀市総務部総務課参事男女共同参画室長）
藤川謙二（佐賀県医師会医師）
前田和馬（佐賀県弁護士会所属弁護士）

家裁委員会委員

出席者 出田孝一（佐賀家庭裁判所長）
稲田繁生（アバンセ顧問）
太田善康（佐賀家庭裁判所判事）
金子栄一（佐賀市役所産業部長）
富安久美子（佐賀県PTA連合会副会長）
西村朗太（佐賀地方検察庁検事）
本多俊之（佐賀県弁護士会所属弁護士）
吉木靖範（佐賀県公民館連合会長）

(2) 事務担当者

木原地裁事務局長，丸野地裁総務課長，高尾家裁総務課長（庶務）

4 議事

(1) 佐賀地方・家庭裁判所長あいさつ

(2) 佐賀地方裁判所委員会委員長選出

岡田委員長代行から，池田前委員長の異動に伴い，新たな委員長を出田委員とすることが提案された。

これに対し，委員の一人から，「法曹三者以外の者が委員長になった方がよい」という意見が出された。

この点に関して，委員長代行から，事前準備についても委員長に関わってもらふ必要があること等も考慮して，出田委員を委員長とする提案を行ったとの趣旨説明がなされ，これに対して他に特に意見は出ず，出田委員が委員長となることが了承された。

(3) 佐賀家庭裁判所委員会委員長選出

太田委員長代行から，池田前委員長の異動に伴い，新たな委員長を出田委員とすることが提案された。

これに対し，委員の一人から，「これまで裁判所の所長が委員長となっているが，裁判所の所長は短期間で替わっていくのが通例であるため，短期間で委員長が交代する可能性がある点及び裁判所の運営に国民の声を広く反映させるという委員会の趣旨からすると，法曹三者以外の委員が委員長になった方がよいと考える。」旨の意見が出された。

この点に関して，「言いたいことを言える委員会であることが重要と考えるが，これまでも特に不都合を感じていない。」，「委員長は議事を進行する者として中立的立場にある人物が望ましいので，中立的立場にある裁判官が相当と思われる。」といった意見が出され，出田委員が委員長となることが了承された。

(4) 佐賀地方・家庭裁判所委員会委員長あいさつ

(5) 第6回佐賀地方・家庭裁判所委員会後の改善点等について

木原地裁事務局長から、次のとおり説明がなされた。

正面玄関の受付について、声をかけにくいという印象を受けるとの意見については、「受付」の表示を大きくして分かりやすくし、職員に対する指導を行った。

また、民事受付のカウンターについて、以前は立って相談を受ける状態であったが、座って相談を受けるカウンターに改修予定である。

花や絵を飾ったほうが心が和むという意見については、絵は調停室に飾っているが、花は、職員有志の協力により1階の渡り廊下にプランターを備えているものの、各部屋に備えるといったことについては、予算や手入れ等の問題から検討を行っているところである。

窓口相談件数の伸びが著しいことから、職員の数を増やすことを考えているかという意見については、家庭裁判所の総務課職員を1人、書記官室に配置換えを行った。

女性トイレに私物等が置いてあるという意見については、私物を置かないようにという指導を行っており、改善していると思われる。

破産係等の窓口で、相談前にビデオを見るようにという張り紙があるのは不親切ではないかという意見については、まず職員が対応して、必要に応じてビデオを見るように改善している。

なお、ビデオを見るスペースが階段下というのは暗い印象を受けるといふ意見については、レイアウトや照明の配置を換えることにより、多少は改善していると思われる。

(6) 調停制度・手続等の説明

調停制度について（木原地裁事務局長）

簡裁調停について（蘭佐賀簡裁庶務課長）

家裁調停について（志岐家裁首席書記官）

(7) 模擬調停（家事調停について）

裁判官役及び調停委員役を，現役の裁判官及び調停委員 2 人（男女各 1 人）が行い，家事の模擬調停を行った。

(8) ビデオ上映

簡裁の特定調停の手續説明用ビデオを視聴した。

(9) 意見交換

（文中， は非法曹委員， は法曹委員の発言である。）

家裁の調停の期日の回数は，平均すると何回くらいか。

ケースバイケースである。全く成立の見込みがないものについては 1 回で終了する場合もあるし，子どもの親権で揉めた場合などは 10 回かかる場合もある。通常は 2 回から 5 回程度である。

調停が不成立で終了した場合，すぐに人事訴訟を提起する人もいるし，少し様子を見る人もいる。

模擬調停を見て，調停委員は難しい仕事だと感じた。調停委員の年齢層として 60 歳以上の割合が多いということも理解できる。

また，任期は 2 年とあるが，再任はできるのか。

調停委員を任命する際には，各種団体への推薦依頼を行う場合があるとのことだが，その際に，年齢や専門分野等，求める人材の希望を出しているのか。

年齢層として 60 歳以上が多いというのは，全国的に見ても同様である。

再任については，70 歳まで再任をすることが可能である。ただし，調停委員も非常勤職員であるので，交通事故を起こした場合等は再任しない場合もある。

推薦依頼については，金融関係者が欲しい場合は銀行に推薦依頼する等している。年代的なことは，希望を出していない。

調停委員の手当は，どれくらいか。

手当は支給されるが、ボランティア的な要素が大きい。

大まかに言うと、調停の時間が3時間を超える場合は1万5000円、3時間以内なら9000円、延期等で中止になった場合は5000円程度で、これに旅費等が加わる。

年金分割制度が始まると、来年以降、調停の申立も増えると思われるが、何か対策を取っているか。

研修会を行うなどして準備している。

年金分割を行う際の分割の割合に関して、基準が確立すれば大量に処理することも可能と思われるが、現時点ではそのような基準がないので、事件数が増えた場合は不安である。

年金分割制度について同僚と話す機会があるが、分割するといっても総額が増えるわけではないので、結局、離婚したとしても夫、妻双方とも生活できないのではという意見で落ち着くことが多い。

年金分割制度に関しては、離婚を助長するような報道等がされており、モラルの低下が感じられる。むしろ、離婚しないようにするにはどのようにすればいいのかという面から議論すべきである。

調停委員には、定員はあるのか。

定員はないが、調停の事件数の動向をみて、任命を行っている。

先程行われた模擬調停では、裁判官は調停の途中から参加していたが、実際の調停では、裁判官はどのような場面で入るのか。

実際には、調停委員2人が主となって調停を進め、裁判官は、調停が成立する際や、不成立であることを確認する際に入ることが多い。このようにしても、実際上調停委員のうち少なくとも1人はベテラン調停委員を充てているので、問題は生じていない。

また、遺産分割等、法律論が絡んでくる場合には、初期段階で、裁判官を含め関係者全員が集まって法律的な事項を確認した上で、調停を進める

場合もある。

模擬調停では、女性当事者には女性調停委員から、男性当事者には男性調停委員から話しかけていたが、そのような決まりを定めているのか。また、何回も期日が行われる場合、同じ調停委員が担当するのか。

女性当事者には女性調停委員が話しかけるという決まりはない。ただ、調停の独特の雰囲気の中では、そのようにするのが話しやすいので、調停委員としては、同性が話しかけるように配慮している。

期日が何回も行われる場合であっても、同一事件は同じ調停委員が担当している。

調停事件に関する依頼者に対し、数箇月前からアンケートをしたところ、次のような意見があったので、紹介したい。

- ・ 調停の申立日から第1回期日まで、2箇月近くかかった。
- ・ 家庭裁判所調査官が立ち会ったが、立ち会う場合の基準が分からない。
- ・ 調停委員が「そんなことは調停手続ではできない」といった発言をし、逃げ腰であった。
- ・ 調停委員が、調停条項等について「この表現しかできない」といった発言をし、柔軟ではなかった。
- ・ 当事者の言い分を十分に聞く姿勢を見せて欲しい。
- ・ 待合室に関し、調停は3、4件が同じ時間に進められるのが通常であるが、申立人待合室と相手方待合室がそれぞれ1室ずつしかなかったため、複数の事件の関係者が同じ待合室内に同席することになり、プライバシーが守られていないという印象を受けた。

5 次回の予定

(1) 日程

平成19年5月11日(金)午後1時30分

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会，家裁委員会合同で，「裁判員制度」について意見交換を行う。